

26 消安第2836号
平成26年9月1日

各都道府県知事
各地方農政局長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター 理事長
関係団体

} 宛

農林水産省消費・安全局長

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の
一部改正について

現在、牛由来の原料を原料とする肉かす等については、BSEのまん延防止に万全を期す観点から、飼料利用のみならず、飼料への誤用・流用のおそれがある肥料についても、製造・出荷の一時停止を要請しているところである。

昨年2月、飼料規制の徹底により現在はBSEの発生リスクが大きく低減していることを踏まえ、牛由来の原料を原料とする肉骨粉等の肥料の利用について食品安全委員会に諮問したところ、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、牛由来の原料を原料とする肉骨粉等の肥料は、現行の牛由来の原料を原料とする肉骨粉等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる旨の答申を受け、牛由来の原料を原料とする肉骨粉については、本年1月に肥料の製造・出荷の一時停止の要請を解除したところである。

今回、牛由来の原料を原料とする肉かす等の肉骨粉以外の肥料についても、製造・出荷の一時停止の要請を解除することとし、別紙のとおり、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13畜生第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）を一部改正したので、関係機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知は平成26年10月1日から施行する。